

志摩市教育委員会会議録

- | | | |
|-------------|----------------------------|--------|
| 1. 会議の種類 | 令和7年第12回定例会 | |
| 1. 招集年月日 | 令和7年12月15日(月) | |
| 1. 開催年月日 | 令和7年12月22日(月) | |
| 1. 開催場所 | 志摩市役所405会議室 | |
| 1. 招集をした者 | 舟戸 宏一 | |
| 1. 委員数 | | |
| 1. 出席委員 | | |
| 1. 欠席委員 | | |
| 1. 会議に出席した者 | 教育長 | 舟戸 宏一 |
| | 教育部長 | 鳥羽 久 |
| | 教育総務課課長補佐兼総務係長 | 村田 由紀 |
| | 学校教育課長 | 金光 孝裕 |
| | 学校教育課副参事兼管理主事 | 村井 浩志 |
| | 総合教育センター長兼管理係長 | 岩城 一博 |
| | 生涯学習スポーツ課長兼中央公民館長兼歴史民俗資料館長 | 前田 嘉仁 |
| | こども家庭課長兼子育て支援係長 | 向井 みゆき |
| 1. 傍聴人 | 0名 | |
| 1. 事項 | | |

開 会 開会時間 10 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名 4 番 東川委員

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第 48 号 志摩市選手派遣補助金交付要綱の一部改正について

日程第 4 議案第 49 号 令和 7 年度 1 2 月補正予算（案）について

日程第 5 議案第 50 号 令和 8 年度 志摩市立幼稚園・小中学校の入園式及び入学式の日程について

日程第 6 議案第 51 号 志摩市立小中学校の学年始休業日及び夏季休業日の変更について

日程第 7 議案第 52 号 志摩市立鵜方幼稚園の学年始休業日及び夏季休業日の変更について

日程第 8 議案第 53 号 志摩市立認定こども園の学年始休業日及び夏季休業日の変更について

日程第 9 議案第 54 号 志摩市部活動ガイドライン及び新たな地域クラブ活動方針（案）について

日程第 10 報告第 36 号 令和 8 年志摩市二十歳の集いについて

日程第 11 報告第 37 号 東海放課後児童クラブ定員増に伴う東海小学校の改修工事について

日程第 12 その他協議・報告案件について

① 各課からの報告

② その他

閉 会 閉会時間 10 時 32 分

教育長	おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより令和7年第12回定例教育委員会を開会いたします。事項書の日程に従いまして進めさせていただきます。
日程第1	会議録署名委員の指名
教育長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は4番東川委員を指名します。よろしくお願いいたします。
委員	はい。
日程第2	教育長報告
教育長	日程第2、教育長報告についてはお手元に配付のとおりでございます。教育長報告について質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、次に進みます。
日程第3	議案第48号 志摩市選手派遣補助金交付要綱の一部改正について
教育長	日程第3、議案第48号 志摩市選手派遣補助金交付要綱の一部改正についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	学校教育課です。よろしくお願いいたします。議案第48号志摩市選手派遣補助金交付要綱の一部改正について説明します。資料は2ページから7ページになります。要綱を改正する理由は志摩市職員の旅行支給に関する規則、平成16年志摩市規則第58号の全部改正に伴い、本要綱に定める宿泊費及び宿泊手当の額を改めるものです。改正する要綱の要点としましては、別表第1の宿泊費及び宿泊手当について志摩市職員の旅費の支給に関する規則を引用することとし、そのほか軽微な字句の修正を行いました。施行日は公表の日としますが、改正後の志摩市選手派遣補助金交付要綱の規定は令和7年10月1日からの適用とします。説明は以上となります。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
委員	(挙手)

教育長	委員。
委員	この改正をすることで職員は利益はあるのですか。
事務局	東京などでの宿泊費が高騰しておりますので、そのような部分を補うための改正となります。
委員	ありがとうございます。
教育長	他いかがですか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 48 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 48 号は可決されました。
日程第 4	議案第 49 号 令和 7 年度 12 月補正予算 (案) について
教育長	日程第 4、議案第 49 号 令和 7 年度 12 月補正予算 (案) についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	教育総務課分の補正予算についてご説明いたします。資料は 8 ページと 9 ページをご覧ください。今回の補正は小学校総務一般経費の増額補正でございます。先月第 11 回の定例教育員会でご説明申し上げました 12 月補正予算案は 6 号補正で、今回は追加として 7 号補正となっております。 内容ですが、神明小学校体育館の音響設備が老朽化により使用に支障をきたしているため、年度末の式典等行事に備えまして至急修繕を行う必要がございます。そのため備品修繕料として 491 千円を増額補正するものです。なお、今回の補正予算案につきましては 12 月議会定例会の最終日である 12 月 23 日に追加議案として提出される予定となっております。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)

教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 49 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 49 号は可決されました。
日程第 5	議案第 50 号 令和 8 年度 志摩市立幼稚園・小中学校の入園式及び入学式の日程について
日程第 6	議案第 51 号 志摩市立小中学校の学年始休業日及び夏季休業日の変更について
教育長	日程第 5、議案第 50 号 令和 8 年度 志摩市立幼稚園・小中学校の入園式及び入学式の日程について及び、議案第 51 号 志摩市立小中学校の学年始休業日及び夏季休業日の変更についてを議題とします。議案第 50 号及び 51 号については関連議案ですので、一括して事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	学校教育課です。よろしく申し上げます。議案第 50 号 令和 8 年度 志摩市立幼稚園・小中学校の入園式及び入学式の日程について、並びに議案第 51 号 志摩市立小中学校の学年始休業日及び夏季休業日の変更について関連議案ですので、一括してご提案させていただきます。ご理解ください。資料については 10 ページから 12 ページとなります。 議案については本来第 50 号からではございますが、議案第 51 号を受けて議案第 50 号を提案いたします都合上、議案第 51 号からご提案させていただきます。よろしく申し上げます。志摩市立小中学校の休業日の設定につきましては志摩市立学校の管理に関する規則第 4 条に定められており、同規則 4 条には教育委員会が必要と認める場合はこの限りではないと明記されております。新型コロナウイルスの影響で夏季休業日を変更した際にもこの規則内容をもとに定例教育委員会で変更のご承認をいただき、過去に変更を行ったこともございました。今回ご提案させていただきます学年始休業日及び夏季休業日の変更につきましても、この規則内容の運用をもとに本委員会への提案とさせていただきます、承認を求めるものでありますのでご理解をよろしく申し上げます。 変更に至った現状ですが、みなさんご存じのように新年度早々には教職員の人事異動等があり、学校の新体制づくりや児童生徒の引継ぎ業務を含めた準備等様々な業務がございます。新年度の始業式を迎えるにあたり、暦の関係で平日の期間が短くなることが起こりえます。例えば年によっては平日が 3 日間となる場合があります。令和 8 年度も暦の関係で、平日 3 日間となる予定です。その状況の中で学校運営の新体制づくりや子どもたち一人ひとりの実態に合わせたきめ細かな準備

に対応等、厳しい状況での準備をしております。それ以外にも学年や学級の教育環境の整備、例えば名簿の作成や机椅子の移動、教室経営の準備等々も並行して行う必要があります。全職員のフル稼働に加えて、近年 SSS の人材を工夫して活用するといった体制でスタートさせている実態がございます。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒をはじめ、支援を必要とする児童生徒に対しては、子どもたちや保護者により安心して入学してもらうために、面談や登校練習をしていただくための時間を確保しており、年々その数は増えております。すべての児童生徒にとって新年度は新たなスタートの大事な時期になるため、準備期間や受け入れ態勢づくりに余裕がないことは危機管理のリスクが高まることにつながりかねないと考えております。このような状況から、新年度の学年始休業日を少しでも延長することで、子どもたちの入学や新学期の受け入れ等にあたり、日数時間が確保でき、これまで以上に安心安全に始業式や入学式を迎えることができるのではないかと考えております。

具体的には丁寧な引継ぎはもちろんですが、支援が必要な子どもたちの登校練習、保護者との面談時間が創出できることや不登校児童生徒の引継ぎ、関係機関等との会議、対応の協議等、新たな環境づくりの機会を構築することにつながると考えております。加えて教職員の時間外労働の短縮によって精神面を含めての負担軽減を図る目的もあります。現状、土日両日あるいはどちらか一日出勤している状態ですので、そういった状況を解消することで、ゆとりをもって子どもたちの受け入れを行うことにつながると捉えております。なお、延長した一日につきましては、夏季休業日の開始を一日遅らせることで調整し、授業時間数の確保を行うことで、子どもたちの学びに影響はないと考えております。以上のことから令和8年度の学年始休業日については「4月1日から5日まで」を「4月1日から4月6日まで」とし、夏季休業日については「7月21日から8月31日まで」を「7月22日から8月31日まで」とさせていただきたいと思っております。

令和8年度は暦の関係で平日の期間が3日しかありません。まさに先ほど申し上げた準備期間の確保が必要な年であります。ただ、日数や時間を確保するのでは意味がありませんので、変更したことで子どもたちや保護者にとってどのような効果があったのか、教職員の働き方改革の検証等様々な分析を行うとともに次年度以降についての検討を行い、最終的には規則改正等を行って定着させていきたいと考えております。保護者への周知につきましては、別紙資料に記載がございます。最終推敲前ですのでこれから文章をわかりやすく変えていきたいと思っておりますが、3学期の始業式には案内文として発出させていただきたいと考えております。以上が議案にかかる現状及び提案理由となります。ご承認賜りますようお願いいたします。

続いて議案第50号についてご提案させていただきます。先ほどご提案させていただきました議案第51号のご承認をいただいたと仮定して、令和8年度の志摩市立幼稚園、小中学校の入学式の日程について、中学校が令和8年4月8日水曜日、小学校が令和8年4月9日木曜日、幼稚園が4月10日金曜日とさせていただきたいと考えております。

	議案は前後しますが議案第 50 号及び第 51 号についてご承認賜りますようよろしく申し上げます。以上です。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、まず始めに議案第 50 号についての採決を取りたいと思います。議案第 50 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 50 号は可決されました。 引き続き議案第 51 号についての採決を取りたいと思います。議案第 51 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 51 号は可決されました。
日程第 7	議案第 52 号 志摩市立鶴方幼稚園の学年始休業日及び夏季休業日の変更について
日程第 8	議案第 53 号 志摩市立認定こども園の学年始休業日及び夏季休業日の変更について
教育長	日程第 7、議案第 52 号 志摩市立鶴方幼稚園の学年始休業日及び夏季休業日の変更について及び日程第 8、議案第 53 号 志摩市立認定こども園の学年始休業日及び夏季休業日の変更についてを議題とします。議案第 52 号及び 53 号については関連議案ですので、一括して事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	こども家庭課です。よろしくお願いいたします。議案第 52 号 志摩市立鶴方幼稚園の学年始休業日及び夏季休業日の変更についてと議案第 53 号 志摩市立認定こども園の学年始休業日及び夏季休業日の変更について一括して説明させていただきます。資料は 13、14 ページになります。こちらにつきましては、さきほど小中学校の学年始休業日及び夏季休業日の変更についてご説明がありましたが、幼稚園、認定こども園についても学年始休業日及び夏季休業日を小中学校と合わせて変更するものとなっております。変更理由については小中学校の変更の際にご説明させていただいたとおりとなります。ご承認賜りますようよろしくお願いま

	す。以上です。
教育長	説明がありました。質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。まず始めに議案第 52 号についての採決を取りたいと思います。議案第 52 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 52 号は可決されました。 続きまして議案第 53 号についての採決を取りたいと思います。議案第 53 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 53 号は可決されました。
日程第 9	議案第 54 号 志摩市部活動ガイドライン及び新たな地域クラブ活動方針 (案) について
教育長	日程第 9、議案第 54 号 志摩市部活動ガイドライン及び新たな地域クラブ活動方針 (案) についてを議題とします。本案について事務局より説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第 54 号 志摩市部活動ガイドライン及び新たな地域クラブ活動方針 (案) について説明します。資料は 15 ページから 22 ページとなります。これまで部活動の意義、位置づけ、運営について志摩市部活動ガイドラインで説明されておりましたが、部活動の地域移行がすでに始まっており、今後の完全移行に向けて新たな地域クラブの活動方針について触れられています。主な内容ですが、22 ページをご覧ください。 1 新たな地域クラブ活動。生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、心身の健全育成等を図るだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・芸術文化環境となることを目指し、地域のスポーツ・芸術文化団体、学校等の関係者の理解と協力のもと、地域の実情に応じ、順次、取り組みを進めていきます。 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進。新たな地域クラブ活動に参加を希望する市内すべての生徒が対象となり、活動する運営団体及び実施主体は、教育委員会が認める地域スポーツ団体等、地域文化芸術団体等になります。

	<p>地域クラブでの活動においては、学校部活動同様に原則「志摩市学校部活動ガイドライン」を順守して活動します。</p> <p>3 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備。学校との連携等については、部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、「志摩市学校部活動在り方検討会」において、情報共有や連絡調整を行い、緊密に連携を図り、取り組むこととします。</p> <p>以上のような内容が新たに加えられました。説明は以上となります。ご承認賜りますようお願いいたします。</p>
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	学校のクラブ活動とは別に、地域のクラブ活動を追加するという認識ですか。
事務局	休日については令和8年の夏の大会以降、順次学校の部活動から地域移行していき、最終的には地域の受け皿で活動してもらうこととなります。今後いろいろな動きの中で変更する場合もございますが、一旦このような形で進められればと考えています。
委員	最終的には地域移行する予定ということですか。
事務局	そうです。まずは休日から移行していくということです。
委員	地域というのはどの範囲ですか。
事務局	志摩市内です。
委員	志摩市全域ということですね。
教育長	よろしいでしょうか。
委員	はい。
教育長	今までのガイドラインに地域のクラブ活動の内容が加わったという認識でよろしいですね。

事務局	はい。そうです。
教育長	地域クラブはこれからの運営になりますので、いろいろな疑問もあるかもしれませんが、まずは立ち上げて、休日から始めていくということになります。
委員	子どもの人数減に伴って平日の学校部活動も後々なくなっていくということですか。
事務局	始めるにあたっては各学校で、団体スポーツのチームが組めない状況が出てきています。その中で、志摩市で一つのチームを組む方向で進めていかなければならないという考えのもとスタートしております。
教育長	よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようでしたら、採決に移りたいと思います。議案第 54 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 54 号は可決されました。
日程第 10	報告第 36 号 令和 8 年志摩市二十歳の集いについて
教育長	日程第 10、報告第 36 号 令和 8 年志摩市二十歳の集いについてを議題とします。本案について事務局より説明を求めます。 事務局。
事務局	生涯学習スポーツ課です。よろしく申し上げます。報告第 36 号 令和 8 年志摩市二十歳の集いについてご説明いたします。資料は 23 ページから 25 ページとなります。開催日時については令和 8 年 1 月 11 日曜日、受付時間については参加対象者が 9 時 30 分から、来賓が 10 時から、開式は 10 時 30 分からとなっております。開催場所は阿児アリーナオーシャンホールです。令和 8 年の式典テーマについては「紡ぐ～縁～」となっております。内容といたしましては、これまでのように式典と記念写真撮影等々となっております。式典の様子は志摩市ユーチューブチャンネルでアーカイブ配信を行います。特徴として本年度は文岡中学校ブラスバンド部による演奏やビデオメッセージによる祝辞としてヤバイ T シャツ屋さんからメッセージをいただく予定となっております。実行委員会制作動画上映として、恩師の先生からのメッセージ。ライブ配信を併せて行っていきます。志摩市 PR キャラ

	<p>クターアオサーのお出迎えとなっております。</p> <p>本年度の対象者は住民基本台帳の対象者として 286 人、案内状発送者は 320 人ということになっております。来賓の方については資料のとおりとなっております。</p> <p>本年の実行委員については公募による 8 人となっております、内訳は女性 3 名、男性 5 名です。中学校別では浜島中学校 1 名、大王中学校 2 名、文岡中学校 2 名、東海中学校 3 名となっております。12 月を含めてこれまで 10 回の委員会の開催をしております。委員の皆様におかれましてはぜひとも二十歳を迎える皆様の門出を祝っていただければと思いますので、ご出席のほどよろしく願いいたします。以上報告を終わります。</p>
教育長	報告がありました但し質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので報告第 36 号は承認されました。
日程第 11	報告第 37 号 東海放課後児童クラブ定員増に伴う東海小学校の改修工事について
教育長	日程第 11、報告第 37 号 東海放課後児童クラブ定員増に伴う東海小学校の改修工事についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。
事務局	事務局
事務局	<p>こども家庭課です。よろしくお願ひします。こども家庭課の令和 7 年度報告第 37 号 東海放課後児童クラブ定員増に伴う東海小学校の改修工事について説明させていただきます。資料は 26 ページ 27 ページとなっております。東海放課後児童クラブにつきましては東海小学校の開校時に定員 40 人で校舎に隣接して整備されています。近年は保護者の就労等により放課後児童クラブの利用を希望する児童が定員を上回るような状況が続いております。そのため放課後の児童の安全安心な居場所を整備することが喫緊の課題となっております。今回、教育委員会及び東海小学校の協力により、東海小学校の会議室を放課後児童クラブで使わせていただけることになりました。資料 27 ページの図面をご覧ください。放課後児童クラブ側の壁と廊下を挟んだ会議室側の壁を取り払い、一つの大きな放課後児童クラブとして整備をさせていただきます。これにより定員を 40 人から 75 人に増員をする予定です。改修の時期につきましては令和 8 年 4 月の受け入れに間に合うように 3 月中に改修予定です。以上で報告を終わります。</p>
教育長	報告がありました但し、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)

教育長	ないようですので、報告第 37 号は承認されました。
日程第 12	その他協議・報告案件について
教育長	日程第 12 その他協議・報告案件についてを議題とします。まず①各課からの行事予定の報告を求めます。質疑は各課の報告後、一括して受けたいと思いますのでご了承ください。
事務局	事務局。
事務局	教育総務課と学校給食センターの行事予定を報告させていただきます。1月20日火曜日、生産者交流会ということで食材はカツオとなっております。鵜方小学校で開催します。同じく1月20日火曜日に第1回定例教育委員会ということで令和8年分になりますが、405会議室で実施しますのでよろしくお願いします。以上です。
教育長	事務局。
事務局	学校教育課です。12月23日に小中学校終業式、1月8日に小中学校の始業式がございます。資料に追加させていただきましたとおり1月17日土曜日に磯部生涯学習センターで第36回人権学習発表会があります。もしお時間がございましたらご参加ください。以上です。
教育長	事務局。
事務局	総合教育センターは特に行事予定はございません。
教育長	事務局。
事務局	1月10日、11日に図書館において雑誌・図書リサイクルフェアを開催させていただきます。1月11日については先ほどの報告のとおり、令和8年志摩市二十歳の集いがございます。1月15日には第19回美し国三重市町対抗駅伝のドリンク贈呈式がございます。また資料には記載ございませんが、1月5日に第31回全国都道府県対抗男子駅伝の壮行会がございます。磯部中学校3年生の男子生徒が三重県代表に選抜され、都道府県駅伝の選手になりましたので、壮行会を開催いたします。以上です。
教育長	以上で各課からの報告がすべて終わりましたので、一括して質疑を受けたいと思いますがいかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)

教育長	ないようですので次へ進めます。②その他について何か報告等ございますか。
事務局	(挙手)
教育長	事務局。
事務局	<p>お手元に資料はございませんが、口頭で報告をさせていただきます。先週 12 月 19 日 金曜日の市の全員協議会におきまして、志摩市教育推進計画第三期案について議員さんと協議をさせていただきました。その中で議員さんから質問、ご意見をいただきました。主なものとしては「しまらぶ」の表現の使い方であったり、KPI 指標の内容についてご意見ご質問をいただきました。その内容を踏まえまして、志摩市総合計画、志摩市教育大綱、志摩市教育推進計画の 3 つの協議をしていただき、表記の仕方についてあらためて現在、総合政策課と調整を図っております。それを踏まえて修正したものに対して 12 月 25 日から 1 月 23 日までの 30 日間においてパブリックコメントを実施する予定としております。パブリックコメントにつきましては図書館をはじめ、各支所にも閲覧コーナーを設けます。それと併せてホームページにも掲載して、広く市民の皆さんにご意見をいただこうと思っております。いただいたご意見をもとにあらためて内容を精査して修正すべきところは修正して、修正後の最終案をもとに 3 月上旬までに計画策定委員会を開催させていただきます、そこであらためて内容を協議検討確認していただく予定となっております。それを経て最終案を 3 月 23 日の定例教育委員会において最終確認していただき、3 月末をもって完成させたいと思っておりますので、委員の皆様、内容等についていま一度ご確認いただければと思っております。以上でございます。</p>
教育長	その他いかがでしょうか。
事務局	(報告なし)
教育長	<p>ないようですのでこの項を閉じたいと思います。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了いたしました。次回の定例教育委員会は令和 8 年 1 月 20 日 火曜日 午前 10 時から 405 号室で開催予定です。</p> <p>以上で令和 7 年第 12 回定例教育委員会を閉会します。ありがとうございました。</p> <p>本日の会議を記録し、署名する。</p> <p style="text-align: center;">教 育 長</p> <p style="text-align: center;">委 員</p>